



# マイナンバー 社会保障・税番号制度

3カ月連続特集  
■第2回■  
個人情報  
は  
守られるの？

## Q. 市役所の情報システムは大丈夫？

- 市のシステムは、ICカード認証やウイルス対策ソフトなどで何重にも防護されており、パソコンの管理者権限も制限されています。
- 住民情報は、取り扱う部署以外から見られないよう制限されています。
- 情報セキュリティ委員会にて市役所全体を統制し、情報セキュリティ研修、自己点検、職場巡視、内部監査を毎年実施しています。
- 外部事業者による客観的なセキュリティ診断を毎年実施し、良好な結果が得られています。
- マイナンバーを扱うシステムは、国の基準に基づき特定個人情報保護評価を実施し、結果を公表しています。

## Q. 事業者は何を準備すればいいの？

- 国（特定個人情報保護委員会）のガイドラインに目を通し、対応を検討してください。（「特定個人情報ガイドライン」で検索）
- 従業員のマイナンバーを適切に収集・管理するためのシステム等の準備をしてください。

マイナンバー制度 ～安心・安全の仕組み～	
制度面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に定めがある以外、マイナンバーの収集・保管を禁止。</li> <li>・なりすまし防止のため、マイナンバー収集の際は本人確認を義務付け。</li> <li>・第三者機関である特定個人情報保護委員会が監視・監督。</li> <li>・法律違反への罰則を強化。</li> </ul>
システム面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報は国で集約せず、従来どおり、行政団体ごとの分散管理。</li> <li>・行政団体同士のやりとりには、相手ごとに異なる符号を使うので、マイナンバーは直接使用しない。</li> <li>・システムはアクセス制限され、通信は暗号化。</li> <li>・平成 29 年から、専用ポータルサイトにて個人情報の提供状況を開示。</li> </ul>

## ●通知カードの送付先について

10月から通知カードが住民票の住所に簡易書留で郵送されます。以下の理由で通知カードの受取りが困難な場合は、事前に送付先の変更手続きをしてください。

- ・東日本大震災の被災者のため居所を移している。
- ・DV等被害者のため居所を移している。
- ・入院、入所中のため誰も家に居住していない



対象となる世帯の方は、住民票がある市区町村へ申請してください。

期限：9月25日(金)まで  
(左：通知カードのイメージ)

## 一問合せ

■市民課 ☎ 958-1111(内線 1611・1670)

→通知カード、個人番号カードに関すること

■情報政策課 ☎ 958-1111(内線 4751)

→マイナンバー、情報セキュリティへの取り組みに関すること

## <マイナンバー制度の問い合わせ>

☎ 0570-20-0178  
(全国共通ナビダイヤル [ 有料 ])

平日 9:30 ~ 17:30  
※土日祝日・年末年始を除く

こちらの QR コードから内閣官房のウェブサイトへアクセスできます→



■次回予告■ 第3回(10月号) 個人番号カードは何ができるの？

# 祝 長寿をお祝いします

## 羽曳野市敬老会を開催！

◆式次第（第1部 式典、第2部 アトラクション）

※各会場での所要時間は、概ね2時間を予定しています。ぜひお越しください！

日時	会場
9月10日(木)	9:30 ~ 陵南の森
	13:00 ~ 丹治はやプラザ
	15:30 ~ MOMOプラザ
9月11日(金)	10:00 ~ 市民会館
	13:00 ~ 石川プラザ



酒井くにお・とおる



幸助・福助

～アトラクション～

- 野々村あい（歌謡ショー）
- 幸助・福助（漫才）
- 喜味家たまご（三味線放談）
- 酒井くにお・とおる（漫才）

## 羽曳野市金婚祝賀会

【日付】10月27日(火)

【会場】ホテル・アゴーラリージェンシー堺

※各集合場所よりバスにて送迎

【対象】市内居住で住民登録し、過去に申請がなく

- ①昭和40年10月1日以前に婚姻届を提出した方。
- ②実際に婚姻してからの年数が50年以上であることを証明できる夫婦

【申込】福祉支援課、支所、MOMOプラザ、丹治はやプラザ、石川プラザ、人権文化センターにある申請書に記入の上、婚姻日が証明できる書類（戸籍謄本など）とともに福祉支援課（市役所別館4番窓口）へ提出。

【締切】9月11日(金)

## 敬老祝金を支給します

平成27年4月1日以前から本市に住民登録があり、9月1日(基準日)に引き続きお住まいの方が対象です。→対象者には9月初旬にご案内を送付します。

対象年齢	支給額
満101歳以上（大正3年9月1日以前生まれ）	5万円
満100歳（大正3年9月2日～大正4年9月1日生まれ）	10万円
満88歳（大正15年[昭和元年]9月2日～昭和2年9月1日生まれ）	2万円
満77歳（昭和12年9月2日～昭和13年9月1日生まれ）	1万円

【問合せ】福祉支援課 ☎ 958-1111(内線1214) / FAX 957-1238